

規制・制度・予算要望一覧(東日本大震災関連)

要望事項				関係省庁回答欄	
種類	事項名		関係法令等	改善案(省庁名も記入してください)	いつまでに実施するか・効果(現状との比較数値等)
行政との連携強化	行政・NPO等との連絡調整機関設置	東日本大震災の復興支援のために、復興庁・内閣府防災担当・国土交通省・総務省・厚生労働省等、関係省庁と震災ボランティア・NPO等当事者、企業、有識者、関係機関等との連絡調整機関の設置を早急に要望する。	復興庁設置法		
	復興計画におけるNPO等の参加促進	地域の復興計画の策定において、被災者支援NPO等が協議できる場を各自治体が設けるように、復興計画策定のガイドラインを改善し、周知していただきたい。また、このようなガイドラインを策定する場にNPO等が参画できるように中央省庁として、協議の場づくりをお願いしたい。	「東日本大震災の復興における都市政策と健康・医療・福祉政策の連携及びコミュニティ形成に関するガイドライン」		
	行政の支援情報のワンストップサービス化	現在、復興庁、内閣府のホームページで、復旧・復興活動に従事しているNPO等が活用できる支援策や予算が掲載されているが、情報が古く、また詳細は各省庁に問い合わせなければならないなど、極めて不便である。復興庁および内閣府において、一元的に支援施策の情報および募集を受け付けられるワンストップサービスの仕組みを構築していただきたい。	復興庁・内閣府の情報提供方法への要望		
広域避難者対策	広域避難者の窓口設置	原発事故による広域避難者支援の担当窓口を復興庁に設置することを要望する。	復興庁設置法		
	原発事故被災者の基本方針の策定と予算措置	原発事故子ども・被災者支援法に基づき、早急に基本方針の策定と予算措置を要望する。	原発事故子ども・被災者支援法		
	広域避難者の受け入れ地域NPO支援	広域避難者の受け入れ地域でのNPO等による長期的支援を可能にする予算措置(移住・定住化支援、雇用確保、起業支援等)を補正予算で実現し、早期に執行していただきたい。	復興庁・総務省の予算措置		
個人情報の共有	要援護者の個人情報保護条例の緩和	要援護者の個人情報情報をNPO等民間組織への開示・共有を促進するガイドラインの周知、障害となる制度の改善をお願いしたい。また、現在の災害対策基本法改正案で、現在の要援護者の個人情報対象となるのかを明確にしていきたい。	個人情報保護法 災害対策基本法改正案		
	災害対策基本法改正の内容の確認	上記に関して、災害対策基本法改正で、現在の要援護者に関して対応可能になるのであれば、自治体やNPO等への周知や情報開示の方法が具体的にどうなるのかを明確にしていきたい。	災害対策基本法改正案		

	個人情報管理の一元化	就学前の子供たち及び保護者に対する支援活動を行っている団体では、小学生未満の子どもたち、とりわけ私立の保育園・幼稚園・認可外保育園に通う子供たちの情報が十分把握されていない状況にある。幼稚園と保育園でも行政の縦割りのため情報の把握程度や提供が違っている。これらの子どもたちや親の要援護情報もNPO等と共有されておらず、情報共有の仕組みを整備していただきたい。	災害対策基本法 改正案 個人情報保護法 学校教育法 児童福祉法		
仮設住宅の活用	空き仮設住宅の活用柔軟化	復興庁、厚生労働省、国土交通省においては、早急に、空き仮設住宅のNPO等への利用の促進、利用目的の拡大など、弾力的で、地域ニーズにあった活用ができるよう指導の徹底・拡充をお願いしたい。	厚生労働省社会・援護局通知		
予算要望	移動手段の確保	被災地における障がい者や高齢者の移送支援に関して、NPO等への予算措置を講じるとともに、安価な公共交通機関の提供を実施していただきたい	予算措置		
	住民参加促進	被災地で活動する地域のNPO等(住民主導型)への予算措置を充実することで、住民主導の地域復興を促進する措置を補正予算で実現していただきたい。	復興庁への補正予算要望		
高速道路	高速道路のボランティア活動への支援	遠方からのボランティアバスの移動に関しては、高速道路の費用を継続して無料化するなど支援措置を講じていただきたい。	道路整備特別措置法		
復興予算の実施方法	予算の執行の弾力化・迅速化	予算の成立を前提として、ただちに公募を実施すること。予算が成立するまでに選定が終わっていれば、成立後、直ちに実施に移れるようにしていただきたい。	各省庁のNPO等への委託事業の運用		
	委託費の積算方法の見直し	国土交通省の委託積算基準にあるように、NPO等の委託費や補助金に、専門的技術者費やスタッフ育成費、企画費用(ノウハウへの費用)、事業に係る管理費部門の費用の計上を認めるよう、早急に全省庁横断のNPO等に対する共通積算基準のガイドラインを作成していただきたい。	各省庁の委託積算基準		
認定NPO法人制度	認定NPOへの貸金業の規制緩和	認定NPO法人が、地域の産業復興や資金融資を実施すると認定法に違反したり、貸金業法の免許を取らなければいけない規制がある。公益法人では、融資に関して貸金業法の適用除外となっている。認定NPO法人に関しても、起業等への助成や貸金業法の適用を除外するなどして、地域復興にさらに貢献できるようにしていただきたい。	貸金業法 特定非営利活動促進法		

<p>名勝地の復興</p>	<p>文化財保護法・景観法の規制緩和</p>	<p>名勝地における生活・生業の復興が促進されるように、文化財保護法・景観法の管理規定の緩和を要望する。文化財の保護は重要であるが、被災地で名勝指定された地域は、従来から過疎化が進んでおり、高齢化率も40%を超え、集落自体の存続が危ぶまれている。被災地ではゼロからの街づくりを行う必要があることから、都市計画、建築基準、緑地景観、公共施設、文化的計画が、NPO等の進める街づくりの障害となっている例がある。地域の事情を考慮して、NPO等との協議を行い、必要に応じて規制を緩和していただきたい。</p>	<p>文化財保護法 景観法 国交省「歴史・文化資産を活かした復興まちづくりに関する基本的考え方」 、「復興まちづくりにおける景観・都市空間形成の基本的考え方-市街地・集落整備における都市デザイン面からの配慮事項-」</p>	
---------------	------------------------	--	---	--